町内会ハンドブック

令和８年８月

徳島市 市民協働課

目　次

○町内会
１　町内会とは？ ---------- １
２　町内会の活動とは？ ---------- １
３　高齢社会における町内会の役割とは？ ---------- ２
４　町内会の運営方法とは？ ---------- ３
５　町内会の会則（規約）づくり ---------- ４
　　町内会会則（例） ---------- ５
６　町内会の会議の進行について ---------- ７
　　町内会総会議事録（例） ---------- ８
７　町内会の事業計画づくり ---------- ９
８　町内会の収支予算書づくり ---------- 10
９　町内会の決算書づくり ---------- 11
10　町内会の広報紙づくり ---------- 12
11　リーダーの役割とは？ ---------- 13
12　住民が望んでいるまちづくり ---------- 13
13　加入促進について ---------- 14
14　個人情報の保護 ---------- 15
15　自主防災組織づくり ---------- 16
　　防災メモ ---------- 17
○町内会と市
１　町内会と市の関係について ---------- 18
２　集会所建設補助金について ---------- 19
３　地縁による団体の認可について ---------- 20
４　防犯灯新設等工事費助成について ---------- 21
５　防犯灯電灯料金助成について ---------- 23
６　一斉清掃の報償金について ---------- 24
７　資源ごみ回収の奨励金について ---------- 26
８　出前環境教室について ---------- 27
９　みちピカ（道路アドプト）事業について ---------- 28
10　みち花ふれあい運動事業について ---------- 29
11　パークアドプト事業について ---------- 30
○コミュニティ協議会
１　コミュニティ協議会とは？ ---------- 31
２　町内会に関する問い合わせ先 ---------- 32
３　徳島市コミュニティ連絡協議会組織一覧 ---------- 33

は じ め に

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進行だけでなく、ライフスタイルや価値観の多様化など、人々を取り巻く社会環境が大きく変化し、それに伴い、福祉や子育て、防犯など地域社会が抱える課題も多岐にわたります。

これらの課題を解決するためには、行政の力だけでなく地域住民のひとりひとりが、共通の課題として認識し、互いに力を合わせて共に考え、課題解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

住民にとって一番身近な自治組織である「町内会」は、地域社会における住みよいまちづくりの中心的な役割を担っており、町内会が地域で果たす役割は今後ますます期待されています。

本市では、住民の自主的な参加と人々の力に支えられた生き生きとした地域社会の形成をめざし、住民の主体性・創造性・地域特性を生かした、地域住民交流の促進や情報の提供に努めるなど、コミュニティ活動のきっかけづくりを行っています。

この町内会ハンドブックは、町内会活動の充実や運営の課題解決の参考にしていただくことを目的に作成しました。このハンドブックが、町内会活動の一助となれば幸いです。

町内会

１ 町内会とは？

町内会は民間の任意団体で、一定の区域の中で世帯を単位として構成されています。町内会の目的は、「地域社会に住む人々が良い環境のもとで、充実した生活ができるように共同の力で努力する」ことで、小規模な「住民自治団体」であるとも言えます。特色は、何ら命令を受けることもなく自主的な活動ができることで、活動を大まかに分けると次の３つに整理されます。

① 地域社会の充実のための活動
② 地域問題・生活課題解決のための活動
③ 他の地域内団体との連携や組織の運営に参加する活動

２ 町内会の活動とは？

一般的に次のように整理できます。

① 親睦団体としての活動　：住民相互の連絡、ｽﾎﾟｰﾂ、ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、文化祭、祭礼、慶弔
② 相互援助団体活動　：防災、防火、防犯、交通安全
③ 生活環境をよくする活動　：下水、街路灯、道路、ごみ、集会施設等の管理、地区清掃
④ 行政との窓口的な活動　：行政への陳情・要望、各種行政連絡の伝達、募金
⑤ 町内の統合・対外的代表活動

以上のような活動は、町内会・自治会の日常の行事や問題に応じて取り組まれています。この他にも、それぞれの特性に応じた自主的な活動を行っています。

３ 高齢社会における町内会の役割とは？

高齢社会における地域生活をどう設計していくかという課題があります。

高齢者の生活圏で備えられるべき生活条件とは、次のとおりです。

① 生活圏で買い物ができること
② 医療・福祉施設の整備
③ 高齢者の交流拠点の整備
④ 生活環境の整備
⑤ 行政出先窓口の整備
⑥ 就業の場の整備

高齢社会の町内会・自治会の役割は、この生活圏イメージを具体化するための条件整備を地域的に担うとともに、高齢社会を充実するための活動を拡充することです。

高齢社会を充実するための町内会・自治会で取り組む活動例としては、

① 高齢者給食サービス
② 集まる場の設置
③ 相互支え合い
④ 危険箇所の点検
⑤ 家庭訪問
⑥ ネットワーク化

などで、それぞれの地域特性に応じ実施していく必要があります

４ 町内会の運営方法とは？

①運 営 方 法　町内会はあくまでそこに住む住民が主体的活動をする組織であり、その活動は会員の「合意によるもの」でなければなりません。したがって運営方法は、総会や臨時総会などでより多くの会員の意見を取り入れる必要があります。

②会則の制定　規約（会則）は、地域におけるまちづくりのための自主的なルールとしての意味を持っており、会員の納得いく内容が定められている必要があります。

③問題、意見　地域で生活していくうえで抱えている問題や意見は、みんなの問題として考えていく必要があります。多くの会員の意見や考え方を聞き、対策等を決めておくことが町内会の基本です。

④役員の選出　役員の選出方法については、互選や選挙制などいろいろありますが、民主的で会員の意見が反映できるような方法を規約に定めておきましょう。

⑤そ　の　他　前年度の事業報告や会計報告は会員に周知する必要があります。新年度の総会において報告し、その年の運営に役立てましょう。その他、新年度の事業計画や収支予算は総会で決定しましょう。

５ 町内会の会則（規約）づくり

第１章　【総　則】
　第１条 名称及び事務所
　第２条 区域
　第３条 会員
　第４条 目的
　第５条 事業
第２章　【役　員】
　第６条 役員
　第７条 任務
　第８条 任期
　第９条 解任
第3章　【会　議】
　第10条 会議
　第11条 総会
　第12条 議決
　第13条 書面表決等
　第14条 役員会
第4章　【会　計】
　第15条 会計年度
　第16条 経費
　第17条 会費
　第18条 保存年限
第５章 【支　出】
　第19条 支出
第6章　【雑　則】
　第20条 行事
　第21条 委任
　～附　則～

以上が、会則の標準的な項目となります。

町内会が民主的な住民組織となるためには、まず「全員の意思に基づいて規約が制定され、その中に住民の意思を反映するような総会が確立されていること」が必要です。

すなわち、町内会の主体的、自主的な活動を保障するには民主的な手続きによって会則が制定され、それに基づいて住民全員あるいはその代表者からなる総会が開催され、総会において住民全体の意思決定がなされなければなりません。総会に欠席の会員の意志も反映できるよう、書面表決やオンラインでの参加も取り入れましょう。

○○町内会会則（例）

第１章　総　則

第１条　この会は、○○町内会（以下「本会」という。）と称し、事務所を○○○におく。

第２条　本会の区域は、徳島市○○町○番○号から○番○号までの区域とする。

第３条　本会の会員は、第２条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

２　本会へ入会、退会しようとする者は、会長へ届け出るものとする。

３　本会へ入会、退会の申し出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではいけない。

第４条　本会は、会員相互の親睦と融和を図り、会員の福祉増進と町の発展を期することを目的とする。

第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　共通問題の情報交換及び連絡協調に関すること。

⑵　地域住民の防犯、青少年の健全育成、福祉、保健衛生、体育大会などに関すること。

⑶　その他、本会の目的を達成するための必要な事業。

第２章　役　員

第６条　本会に次の役員を置く。

⑴　会長１名

⑵　副会長○名

⑶　会計○名

⑷　班長○名

⑸　会計監査○名

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　会計は、本会の出納事務を処理する。

４　班長は、班内を掌握し、班内の事務を処理する。

５　会計監査は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

第８条　役員の任期は○年とし、総会において互選する。ただし、再任を妨げない。

第９条　役員が会則に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第３章　会　議

第10条　本会の会議は総会及び役員会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

第11条　定時総会は年１回○月に開催する。

２　臨時総会は総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は会長が必要と認めたときに会長が招集する。

３　総会において、次の事項を審議する。
⑴　会則の改廃
⑵　役員改選、役員の解任
⑶　予算、決算、事業計画及び事業報告
⑷　その他会長が認めた事項
第12条　会議は総会員の２分の１以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第13条　やむを得ない理由のために会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
２　前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
第14条　役員会は会長以下全役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第４章　会　計

第15条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日で終わる。
第16条　本会に必要な経費は、会費その他の収入をもってあてる。
第17条　本会の会費は、１世帯あたり月額〇〇〇円とする。
２　会費は各班において徴収し、班長がまとめて毎月〇〇日までに会計に納入するものとする。
第18条　本会の会計帳簿、領収書等の保存年限は５年とする。

第５章　支　出

第19条　支出については、防犯灯設置・維持費、事務費、衛生費等にあてる。
２　会員家族の不幸見舞い金は〇〇〇円とする。返礼は一切行わないものとする。
３　退会者のその理由の如何にかかわらず、会費の払い戻しはしない。

第６章　雑　則

第20条　原則として、偶数月第〇日曜日を町内清掃日とし、道路、側溝等の清掃を行う。ただし、雨天の場合は、次の日曜日とする。
第21条　この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。
附　則
本会則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

ここに示した会則は、あくまでも参考です。
地域の実態にあったものをつくりましょう

６ 町内会の会議の進行について

まず、会議の準備として、通知は１０日前から１５日前位に出すのが良いでしょう。何の目的で、いつ、どこで、誰が、を簡潔に記しておきましょう。

開会にあたって、司会、書記、助言者の役割分担を明確にしておきます。

・司会者の役割　① 話を上手に引き出すこと
② 話をみんなに理解させること
③ 話をよく聞くこと
④ 話を中立的な立場でまとめること

・書記の役割　① 話し合いの内容を記録し、後日議事録を作成すること
② 反省事項を記録すること

・助言者の役割　① 発言内容について必要な助言をすること
② 話し合いの進行について必要な助言をすること

話し手は、「短時間で・少ない労力で・正しい内容を・わかりやすく」の心得を守りましょう。

○○町内会総会議事録（例）

日　　時　　令和○○年○月○○日
　　午後○時○○分から午後○時○○分
場　　所　　徳島市○○町○丁目○番地　○○集会所
会 員 数　　○○名
出席総数　　○○名（うち委任状による出席者○○名、書面表決者○名）

上記のとおり出席があったので、町内会長○○○○が総会を開催することを宣言し、議長には○○○○が満場一致で選任され、次の日程で議事を進行した。

議長は議事に入る前に、議事録署名人２名の選任について諮ったところ、議長一任の発言により、○○○○と○○○○の２名を指名した。

第１号議案「会則について」
議長は、会則制定の経緯と原案を説明し、賛否を諮ったところ全員異議なく原案どおり可決した。

第２号議案「役員の改選について」
議長は、役員の選出について、副会長に○○○○、○○○○、会計に○○○を選任し、全員異議なく可決した。

第３号議案「前年度の事業報告及び収支決算について」
議長は、前年度の事業報告及び収支決算を報告し、賛否を諮ったところ全員異議なく可決した。

第４号議案「今年度の事業計画案及び収支予算案について」
議長は、今年度の事業計画案及び収支予算案を報告し、賛否を諮ったところ全員異議なく可決した。

以上をもって本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会を宣言した。

上記議事を明確にするため議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次のとおり署名押印する。

令和○○年○月○○日
徳島市○○町○丁目○○番地
○○○○町内会

議　長　○○○○　印
署名人　○○○○　印
署名人　○○○○　印

７ 町内会の事業計画づくり

事業計画（例）

◇4月
＜役員会＞
・総会及び役員事務引き継ぎについて
＜総　会＞
・〇〇年度決算及び事業報告について
・△△年度予算及び事業計画について
・新年度町内会役員の選出について
・その他

◇5月
＜役員会＞
・町内一斉清掃について
＜町内一斉清掃＞

◇6月
＜役員会＞
・町内レクリエーションについて
・夏祭り行事について

◇8月
＜町内レクリエーション＞
＜夏祭り＞
＜役員会＞
・敬老会について
・〇〇校区運動会について

◇9月
＜敬老会＞

◇10月
＜〇〇校区運動会＞

◇11月
＜役員会＞
・年末交通安全運動について
・歳末助け合い運動について

◇12月
＜役員会＞
・年末反省会

◇3月
＜役員会＞
・△△年度決算及び事業報告について
・☆☆年度予算及び事業計画について
・町内会運営について
＜会計監査＞
＜反省会＞

以上が、標準的な事業計画になりますが、あくまでも例ですのでそれぞれの町内会で個々にその特色を生かし、みんなで考えていきましょう。

町内会は資金も人手も限定されますので、取り組みに優先順位をつけて、無理のない範囲で活動を行うことが重要です。

８ 町内会の収支予算書づくり

○○町内会収支予算書（例）

令和△△年４月１日～３月３１日

≪収入の部≫　（単位：円）

科　目	前年度予算	本年度予算	説　明
前年度繰越金	○○○○○	○○○○○	前年度からの繰り越し
町内会費	○○○○○○	○○○○○○	○○○円×○○○世帯
一斉清掃報償金	○○○	○○○	○○○円×○○○人
防犯灯助成金	○○○○	○○○○	
寄付金	○○○○	○○○○	
雑収入	○○○	○○○	預金利子等
合計	○○○○○	■○○○○○	

≪支出の部≫

科　目	前年度予算	本年度予算	説　明
会議費	○○○○○	○○○○○	総会、役員会ほか
町内行事費	○○○○○○	○○○○○○	夏祭り、敬老会ほか
町内交際費	○○○○	○○○○	香典、会議交通費ほか
事務消耗品費	○○○○○	○○○○○	印刷代ほか
保健衛生費	○○○○	○○○○	消毒薬ほか
町内会連合会分担金	○○○○	○○○○	△△町内会連合会分担金
広報費	○○○○○	○○○○○	町内会報（年○回）
予備費	○○○○	○○○○	
合計	○○○○○	■○○○○○	

■：本年度予算額の収入の合計と支出の合計は一致します。

上記のとおり提案いたします。

○○○町内会　会長　○○　○○○ ㊞

町内会の役員は、地域の代表としていろいろな関係団体の会合に出席することが多く、その会費や分担金、交通費などが必要になります。こうした経費については、町内交際費または交通費として予算に計上している町内会もあります。

金額を支出した時は必ず領収書を受け取りましょう。（この場合、町内交際費や事務消耗品費など内訳を書いておくと、後で整理する時に便利です。）

９　町内会の決算書づくり

○○町内会収支決算書（例）

令和△△年4月1日～3月31日

≪収入の部≫　（単位：円）

科　目	予算額	決算額	説　明
前年度繰越金	○○○○○	○○○○○	前年度からの繰り越し
町内会費	○○○○○○	○○○○○○	○○○円×○○○世帯
一斉清掃報償金	○○○	○○○	○○○円×○○○人
防犯灯助成金	○○○○	○○○○	
寄付金	○○○○	○○○○	
雑収入	○○○	○○○	預金利子
合計	○○○○○	○○○○○	

≪支出の部≫

科　目	予算額	決算額	説　明
会議費	○○○○○	○○○○○	総会、役員会ほか
町内行事費	○○○○○○	○○○○○○	夏祭り、敬老会ほか
町内交際費	○○○○	○○○○	香典、会議交通費ほか
事務消耗品費	○○○○○	○○○○○	印刷代ほか
保健衛生費	○○○○	○○○○	消毒薬ほか
町内会連合会分担金	○○○○	○○○○	△△町内会連合会分担金
広報費	○○○○○	○○○○○	町内会報（年○回）
予備費	○○○○	○○○○	
合計	○○○○○	○○○○○	

収入合計 ○○○○○ 円 － 支出合計 ○○○○○ 円 ＝ 差引残額 ○○○○ 円

差引残額 ○○○○ 円は、次年度に繰り越します。

以上のとおり、令和○○年度の決算を報告します。

令和○○年○月○日　○○○町内会　会長　○○　○○○ ㊞

会計　○○　○○○ ㊞

関係書類を監査したところ、収入支出ともに適正に処理されていることを認めます。

令和○○年○月○日　会計監査　○○　○○○ ㊞

会計監査　○○　○○○ ㊞

10 町内会の広報紙づくり

町内会が行う広報活動の役割は、住民が生活の場の変化や地域問題に関する情報を得ることにより、地域についての理解を深めることにあります。

広報活動が定期的に行われることは、町内会・自治会の活動目的や内容が各世帯に伝わり、活動への参加意欲を高め、住民同士のつながり（連帯感）を強めます。

広報紙を通して住民に伝えていくべき地域情報とは、

① 住民の生活上の要求に応じた情報を提供すること
（住民の健康に関する疾病予防のための基礎知識や、バザーのお知らせなど）

② 行政情報の活用
（飼い犬の注射日、地域集団検診日、道路工事に伴う交通規制など）

以上のように広報活動は、豊かで住みよいまちを作り上げていくために必要な情報を、住民同士が共有するために行うのです。

― 広報紙の発行過程 ―

1.年間計画（総会）
(1) 予　算・発行回数の決定

↓

2.発行の企画（編集会議）
(1) 年間発行数と発行時期の決定
(2) 制作号の編集方針
(3) 原稿の準備
(4) 掲載写真の用意
(5) 広告の依頼

↓

3.編集（編集会議）
(1) 原稿の朱入れ
(2) 割り付け（レイアウト）
(3) 見出し付け

↓

4.紙面制作依頼
(1) 割り付け用紙と原稿を揃えて紙面制作の依頼

↓

5.校正（編集会議）
(1) 誤字、脱字、ダブりのチェック

→

6.版下製版作業（編集会議）
(1) 見出しの製版
(2) 全体のレイアウト
(3) カット、イラストの扱い
(4) 広告の製版
(5) 題字、題字シタ、枠外の日付等の確認
(6) 写真の処理、説明の確認

↓

7.印刷
(1) 業者に印刷依頼

↓

8.配布

↓

9.広告の集金

↓

10.反省会

11 リーダーの役割とは？

町内会の活動をすすめていくためにはリーダーの役割が重要であり、地域で信頼があるということを第一に、地域の情報に明るく、みんなのために正しい考えのもとに行動するといったことが必要です。

地域では、新居住者と旧住民との間の意思疎通の問題といった運営上の課題もあります。お互いの考えを分かり合い、何を地域の共通の課題として取り組むかという地域情報の共有など、お互いの間を埋めるための工夫が、リーダーの役割となっています。

12 住民が望んでいるまちづくり

子どもから高齢者までの活動の場を豊かに

≪子どもたちの知力・体力を健やかに育てる≫

- 子どもの施設がほしい
- 遊び場の増設
- 道路交通にも子供たちの安全を

≪集会所と医療施設は身近なところに≫

- 身近なところに医療施設がほしい
- 近いところに集会所がほしい
- 老後の充実した生活を確立する

≪散歩道・サイクリング道路造りとスポーツ施設の充実を≫

- スポーツをするところがない
- サイクリングに親しめる道路造りを
- 色々な施設がほしい

家のまわりの生活環境を良くする

- 住宅サービス施設がほしい
- 防火設備の充実
- ゴミ捨て場の確立
- 公害対策
- 排水の流れを良くしてほしい
- 防犯灯の設置
- 交通の便を良くしてほしい
- 自宅前の道路舗装

災害から守る

- 避難場所
- 消防署の設置
- 水害に万全を期す

歩行者も車も気持ちよく通れる道路づくり

- バス停周辺を安全に
- カーブミラーの設置
- 歩行者の安全施設の設置

13　加入促進について

町内会活動を活性化させるためには、一人でも多くの住民に町内会へ加入してもらい繋がりをつくることが重要です。一方で町内会は任意の自治組織であるため、加入を強制することはできません。未加入者に町内会の意義や活動内容を理解してもらうため、戸別訪問で効果的な加入呼びかけを行いましょう。

訪問時のポイント

【人数】　２～３人。　※質問等に対応できるようなるべく複数人で訪問。

【時期】　居住開始後すぐの訪問が効果的。

【時間帯】食事や夜間の時間帯を避ける。

【携行品】あいさつ文、加入申込書、町内会会則、広報紙等

《よくある質問》

Q　町内会って必ず加入しなくてはいけませんか？

A　町内会への加入は強制ではありませんが、地域の防災・防犯・環境美化など生活に密着した問題には町内会での助け合いが不可欠です。ぜひ、加入をお願いします。

Q　忙しくてなかなか活動に参加できそうにありません。

A　現役世代の方々は、仕事だけでなく色々な役割を担っておりご多忙であると存じています。役員等もありますが、皆さんに負担がかかりすぎないよう考慮しています。無理のない範囲で、ご協力お願いします。

Q　私は一時的にしか居住しませんが…

A　ここにいらっしゃる期間だけでも、会員であるご近所の皆さんと繋がりを持つことで「いざ」という時に助け合えます。また、清掃活動や防犯灯の整備など町内会活動は皆さんの生活に役立っていますので、地域の一員として加入をご検討ください。

14 個人情報の保護

平成２９年５月 30 日から、全ての事業者に「個人情報保護法」が適用されるようになりました。町内会もこの事業者に該当するため、「個人情報保護法」の趣旨に沿って個人情報を適切に扱わなければいけません。

個人情報とは、特定の個人を識別できるものを指します。例えば、会員の氏名、住所、生年月日、連絡先、職業など全て個人情報です。町内会名簿等に氏名が記載されていなかったとしても、生年月日や職業など他の情報から個人が識別できる情報は個人情報になります。

会員の大切な個人情報を預かっていると認識し、適切に取り扱い、町内活動に役立てましょう。

個人情報を扱う際には、以下の点にご注意ください。

① 個人情報を集める前に、個人情報の利用目的を特定する。
② 個人情報を本人から取得する際は、本人に利用目的を明示する。
③ 本人以外に個人情報を提供する場合は、原則事前に本人の同意を得る。
④ 誰に個人情報を提供したのか把握するため、一定期間提供の記録を保管する。
⑤ 個人情報を提供した相手に対して、適切な利用・管理を行うよう指導を行う。

個人情報保護法で不明な点がある場合…
個人情報保護委員会では、個人情報保護の法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問等の相談を電話にて受け付けています。

個人情報保護ダイヤル　電話番号　０３－６４５７－９８４９
受付時間　９：30～17：30（土日祝及び年末年始を除く）

15 自主防災組織づくり

いざというとき、小グループや個人個人がバラバラに防災活動をしても、地域全体としての効果は期待できません。組織の力を最大限に発揮できる体制を整えるには、自主防災組織づくりが不可欠です。自主防災組織は、まちぐるみで行う防災活動の拠点となるもので、町内会・自治会などの単位で、住民が自発的に結成することが望まれます。「私たちの町は私たちで守る。」という隣保協同の考えのもと、協力し合って、災害に負けない町づくりを進めていきましょう。

≪組織の編成例≫

隊(会)長 ― 副隊(会)長
- 情　報　班…情報の収集・伝達、防災マップ作成
- 消　火　班…消火器などによる消火・出火防止の啓発
- 救出救護班…負傷者の救出・救護、災害弱者の把握
- 避難誘導班…住民の避難誘導、危険箇所の把握
- 給食給水班…給食・給水活動、必要な資機材の確保

≪防災計画の例≫：定めておきたい項目

1. 組織の編成と任務分担
2. 防災知識の普及
3. 防災訓練の実施
4. 情報の収集伝達
5. 出火防止・初期消火
6. 救出・救護
7. 避難誘導
8. 給食・給水
9. 防災資機材

お問い合わせ
徳島市役所　防災対策課
TEL ６２１－５５２７

防災メモ

― 日頃から準備したい家庭内備蓄と非常持出品 ―

１家庭内備蓄

●備蓄を普段の生活に取り込む

国では家庭内備蓄を最低でも３日間分、できれば１週間分と推奨しています。賞味期限などがあるため１週間分以上の備蓄をすることは難しいと思われがちですが、普段の生活の中で備蓄食品を利用しながら不足を買い足し、備蓄量を維持するという考え方があります。

この考え方をローリングストックといい、備蓄を無理なく行うための方法です。

ローリングストックの考え方
①備蓄する食品を普段買う量より多めに買いながら徐々に１週間分以上の量を揃える。 ②賞味期限が近い物を普段の生活で消費する。 ③不足した物を買い足す。

●ローリングストックのポイント

・備蓄食品は栄養のバランスを考えて揃えるようにしましょう。
・賞味期限が分かるようなシールを目立つところに貼っておきましょう。
・棚などにしまうのではなく、普段使用する食料と同じ場所に置きましょう。
（見える場所に置くことで、普段から使用しやすくなります）

●食べることも訓練

災害時、不安の広がる中でも馴染みのある食べ物を口にすると落ち着きます。事前に備蓄食品を食べておくことで、調理法や好みの味がわかり、次の補充をする時の参考になります。

２非常持出品

非常持出品は、避難時にすぐに持ち出すためのもので、非常持出袋（両手がつかえる）などに入れて、目につくところに備えておきましょう。

・非常時の持出品は、家族構成を考えて必要なものを用意しておきましょう。
・必要最低限のものにし、持ち運びできるか確認しておきましょう。

非常食、飲料水、服用薬、貴重品（現金など）、身分証明書のコピー、携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池、雨具、ティッシュ、タオル、笛、簡易トイレ（ビニール袋）、医療品、マスク　など

※乳幼児や妊婦、アレルギーのある家族がいる家庭の方は、必要に応じた持ち出し品を備えておきましょう。

町内会と市

１　町内会と市の関係について

町内会は、地域の方々がその地域に根ざした自主的な活動を行う独立した団体であり、市の関係団体ではありません。しかしながら、多様化していく家庭や地域の諸問題を、全て市だけで解決することは困難です。

住みよいまちづくりをすすめていくためには、市と町内会が役割を分担しながら課題の解決に向け、ともに協力していくことが必要です。

現在、市が町内会に支援しているものは「集会所建設補助」「防犯灯新設等工事費助成」等の補助金・助成金があります。また、環境月間における一斉清掃の時には、汚泥の搬出等を行い、報償金を支払っています。様々な支援がありますので、積極的にご活用ください。

２ 集会所建設補助金について

町内会で集会所を建てる場合や、大規模な改修工事、家庭用エアコンの設置等を実施する場合に、その経費の一部を補助する制度があります。

＜対象となる工事＞
集会所の新築工事、増築工事、改築工事、改修工事、浄化槽設置・転換工事、又は家庭用エアコンの購入・設置事業

＜補助金の額＞ ※予算がなくなり次第、受付終了。

事業	補助額
新築、増築及び改築	対象経費の半額又は、集会所の床面積１平方メートル当たり５万７千円で算出した額のいずれか少ない方の額（上限２００万円）
改修	対象経費の半額（上限１００万円）
浄化槽設置・転換工事	「徳島市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に規定する額
家庭用エアコン設置	対象経費の半額（上限１０万円）

＜補助の条件＞
① 設置場所は、原則として設置団体（町内会）単位
② 隣接する集会所からおおむね500メートル以上離れた位置であること。（新築の場合）
③ 設置団体の対象戸数が30戸以上であること。
④ 集会所の床面積が33㎡以上であること。（新築の場合）
⑤ 設置団体において用地に関する権限を有すること。（家庭用エアコン設置の場合は除く）
⑥ 補助金の交付を受けようとする年度内に完成するものであること。
⑦ 改修工事の場合、対象経費が100万円以上。
⑧ 家庭用エアコン設置の場合、対象経費が５万円以上。
⑨ 浄化槽補助金要綱第３条に規定する補助金の交付の対象となる地域であること（浄化槽転換工事の場合）
⑩ 集会所の新築等の工事について、地元住民の合意が得られていること。
⑪ その他「徳島市集会所建設補助金交付要綱」に該当すること。

＜申請の手続き＞

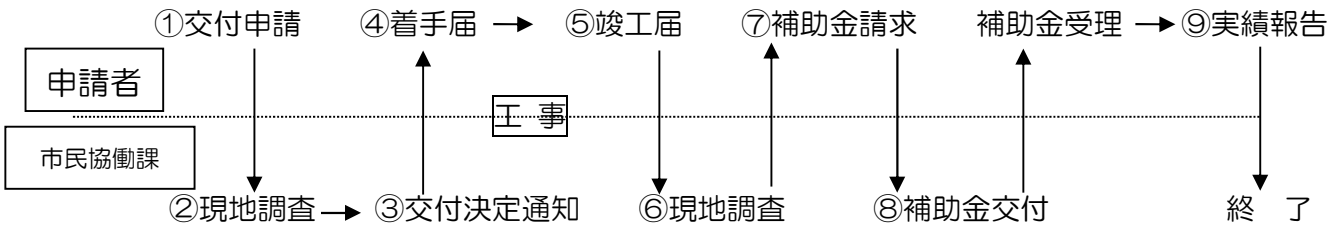

お問い合わせ
徳島市役所 市民協働課
TEL ６２１－５５１０

３ 地縁による団体の認可について

従来、町内会等の団体が保有する不動産（土地、集会所等）については、個人名義でしか登記ができず、その所有権について争いが生じることや、共有者が多数の場合にはその名義変更に手間がかかる等の問題がありました。

そこで、これらの問題を解消するために、地縁による団体として認可された（法人格を取得した）場合に、町内会等団体名義での登記ができるようになりました（地方自治法第２６０条の２）。

また、これまで認可申請に際し不動産の保有が要件とされていましたが、令和３年に地方自治法が改正され、不動産の保有又は保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために必要な場合は、地縁による団体として認可されるようになりました。

＜認可要件（地方自治法第２６０条の２第２項）＞

① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
④ 規約を定めていること。

＜申請書類（団体の代表者が市長宛に提出）＞

① 申請書（所定の様式）
② 規約（目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格・代表者・会議・資産に関する事項）
③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
④ 構成員の名簿（構成員全員）
⑤ 地域的な共同活動を行っていることを記載した書類（一斉清掃や集会所の維持管理等の地域的共同活動の証しとして、前年度の活動報告書など）
⑥ 申請者が代表者であることを証する書類
⑦ 区域内の人口及び世帯数を記載した書類
⑧ 区域を示した図面

お問い合わせ
徳島市役所 市民協働課
TEL ６２１－５５１０

４ 防犯灯新設等工事費助成について

夜間における犯罪の防止と、通行の安全を図ると共に、町内会等の負担の軽減を図るため、町内会等がＬＥＤ防犯灯を「新設」、「機種変更（ＬＥＤ化）」又は既存のＬＥＤ防犯灯の「灯具取替」をする場合に、設置費の一部助成が受けられる制度があります。

＜助成の要件＞

・新設のとき（四国電力㈱等と新たに公衆街路灯契約を行うＬＥＤ防犯灯を設置するもの）

① 公道（通行制限がなく、不特定多数の人が通行する私道を含む。駐車場・敷地内通路等は助成対象外です。）を照明するＬＥＤ灯であること。

② 既存の電柱又は新たに敷設する防犯灯用小柱により設置すること。なお、設置場所付近の住民・関係者の同意が得られていること。

③ 電柱又は防犯灯用小柱１本につき１灯とし、規格については電力会社申請入力容量１０ＶＡ以下を標準とするＬＥＤ灯で、自動点滅器付きで夜間継続して点灯すること。

④ 防犯灯設置後の電灯料金及び防犯灯の修理代等、防犯灯の維持管理に要する経費は、設置者において負担するものであること。

なお、新設工事費助成を受けた翌年度から、別途申請により電灯料金助成制度があります。

・機種変更のとき（５ 防犯灯電灯料金助成についての〈助成の要件〉に該当するもの）

① 四国電力㈱等と公衆街路灯契約をしている、既存の白熱灯・蛍光灯・水銀灯などからＬＥＤ防犯灯への付替であること。

・灯具取替のとき（５ 防犯灯電灯料金助成についての〈助成の要件〉に該当するもの）

① 四国電力㈱等と公衆街路灯契約をしている、既存のＬＥＤ防犯灯から新たなＬＥＤ防犯灯への取替であること。

＜助成金の額＞

① 新設・機種変更で電柱に設置する場合：１灯当たり２０，０００円以内

② 既存のＬＥＤ灯具の取替の場合：１灯当たり１５，０００円以内

③ 上記の工事で小柱の敷設・建替を伴う場合：１灯当たり３０，０００円以内

※助成灯数は単年度に５灯まで。ただし①③の工事は合わせて２灯まで。

※申請期間は各年度の５月１日から市が指定する日まで。

※助成決定前に工事に着工したものは対象外。

＜申請の手続き＞

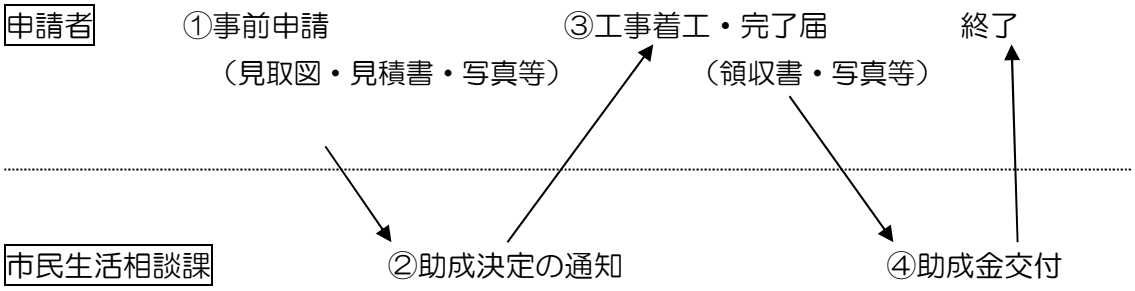

申請書類など、詳しくは市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

お問い合わせ
徳島市役所 市民生活相談課
TEL ６２１－５１４５

５ 防犯灯電灯料金助成について

町内会等が防犯灯を維持管理する場合に限り、電灯料金の助成が受けられる制度があります。

＜助成の要件＞

① 町内会等が維持管理する防犯灯で、広告・看板の掲示がないこと。
② 白熱灯、蛍光灯、水銀灯又はＬＥＤ灯で、夜間継続して点灯されていること。
③ 公道（通行制限がなく、不特定多数の人が通行できる私道を含む。）を照明するものであること。駐車場・敷地内通路等を照明するものは助成対象外です。
④ 既存の電柱又は防犯灯用小柱に設置されていること。
⑤ 助成対象年度の４月１日に現存していること。（市への防犯灯登録が必要）
４月２日以降に新設した防犯灯は次年度から助成対象となります。
⑥ 「公衆街路灯」として四国電力㈱等と契約され、電灯料金を支払っている防犯灯であること。

＜助成金の額＞

四国電力㈱の電灯料金（燃料調整による料金増額分及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は助成対象外）を基準額として、予算の範囲内で市が独自に計算しますので、実際に支払われた電灯料金と一致しません。

また、管球が４０ワットを越える防犯灯については、電灯料金の内４０ワット消費電力相当分が基準額の上限となります。

なお、いずれの基準額も、四国電力㈱の口座振替割引適用後の電灯料金とします。

＜申請の手続き＞

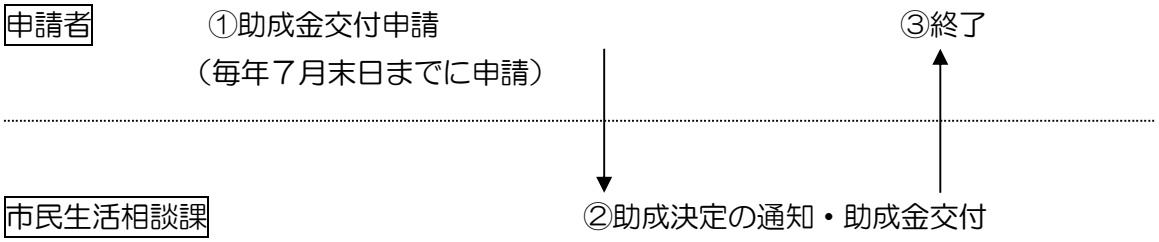

お問い合わせ
徳島市役所 市民生活相談課
TEL ６２１－５１４５

６ 水路等の一斉清掃について

一斉清掃は、町内会等の地域で組織される団体が、徳島市域の排水路及び道路側溝（以下「水路等」という。）を自発的かつ一斉に清掃を行うことで、水路等の適切な機能維持を図ることを目的としています。徳島市では、この一斉清掃に関し、報奨金の交付や清掃道具の貸出しなどの支援を行っています。

＜実施日と実施地区＞

実施日は５月１日から５月３１日の期間で、市長の定める日に全地区で実施。

ただし、この期間に実施できない場合であって、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りではありません。

＜留意事項＞

① 清掃により水路等から引き揚げた汚泥及び回収されたごみ（以下「汚泥等」という。）を区分してください。

② 汚泥等とは、清掃時に支障がある水路周辺の樹木の枝葉、法面の草を切り落として出たごみ及び除草して出たごみも含みます。

③ 引き上げた汚泥等は通行の妨げにならない場所に集めてください。

④ 汚泥等の置き場所を位置図に記入し、各地区のコミュニティ協議会、まちづくり協議会、または河川水路課まで提出してください。

⑤ 汚泥等の収集については、少なくとも水切り期間１～２日をおいて収集します。

⑥ 当日は、汚泥等以外の一般家庭ごみ、粗大ごみ等は収集できません。

＜一斉清掃の依頼＞

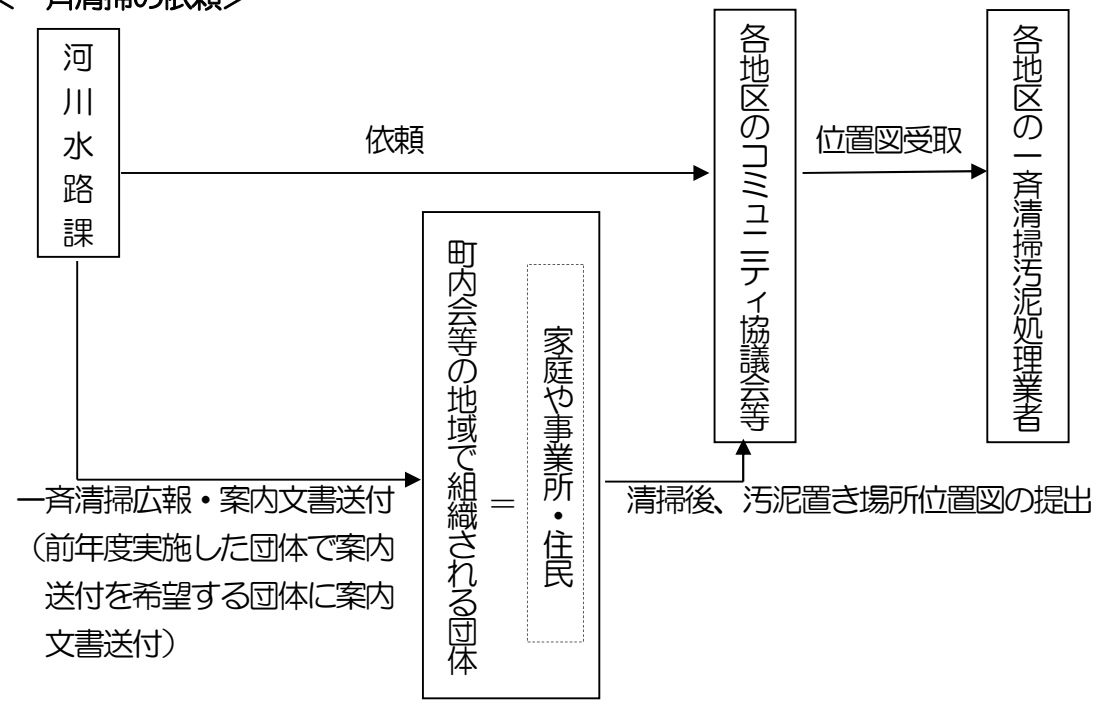

＜報奨金の額＞

水路等の一斉清掃を実施した団体に対し、参加者１人につき２００円を報奨金として交付します。

なお、報奨金の交付対象となるのは、徳島市が管理する水路等(市営住宅内の水路等は除く)での清掃活動です。

国や県が管理している水路等や私有の水路等での清掃活動は対象外となりますので、留意願います。

＜報奨金交付の手続き＞

清掃作業終了後１か月以内に、各地区のコミュニティ協議会等で報奨金申請書の確認をお願いしています。

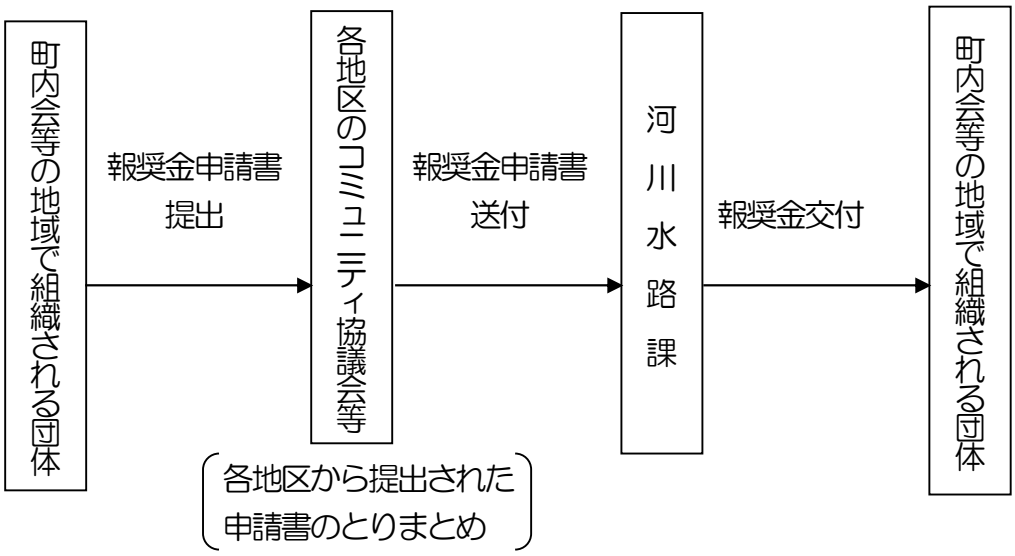

お問い合わせ
徳島市役所 河川水路課
TEL ６２１－５３０８

７ 資源物回収の奨励金について

徳島市では、資源物の回収運動を積極的に進めています。

この運動は、町内会・子ども会・衛生組合などのあらかじめ市に登録している地域団体が、新聞・雑誌・ダンボールなどの古紙類や布類、空き缶やペットボトルなどの資源物を回収し、決められた回収業者に売却した場合に、売却代金とは別に、市から奨励金を支払う制度です。

＜奨励金の額＞

① 古紙類・缶類・ペットボトル・家庭金物：１kg 当たり３円
② 布類：１kg 当たり１０円
③ 廃食用油：１kg 当たり２０円

＜これから回収運動を始めようとする方へ＞

① 環境政策課で資源物回収団体として登録を受ける。
② 資源物の回収をして市の指定業者へ売却した時は、必ず売買通知書と計量伝票を受け取る。
③ 環境政策課に売買通知書と計量伝票を提出し、奨励金を受け取る。

＜資源物の回収のしくみ＞

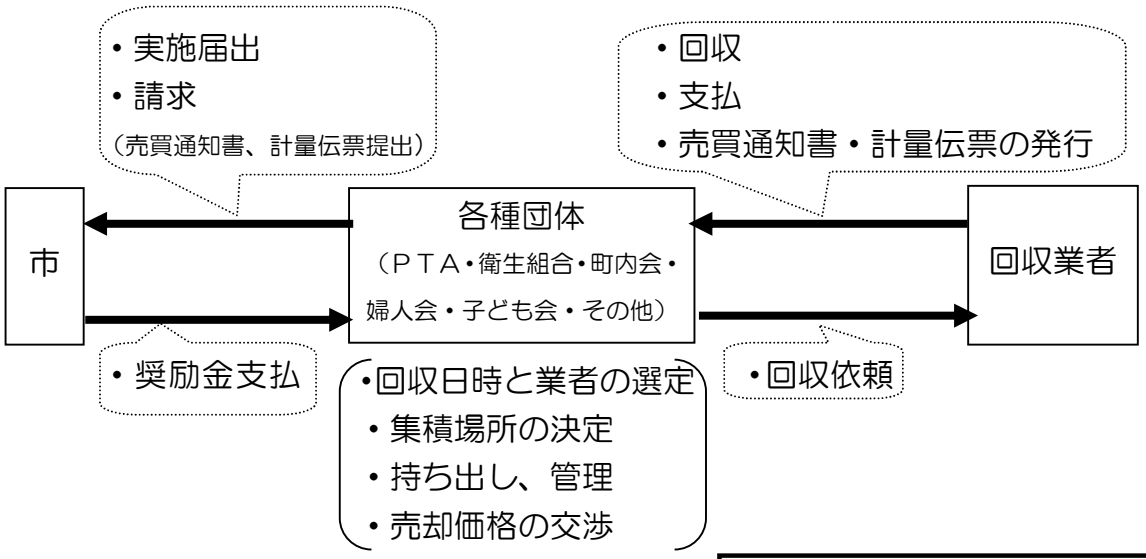

お問い合わせ
徳島市役所
環境政策課 ごみ減量対策係
TEL ６２１－５２０２

８ 出前環境教室について

徳島市では、環境問題についてもっと知りたいという市民の方を対象に「出前環境教室」を開催しています。

市民の方から申込みがあれば、講師を派遣し、体験などを交えながら環境問題について分かりやすく解説し、一緒に考えます。

講　　師：徳島市職員・徳島市環境リーダーなど

※徳島市環境リーダーとは：日常生活で、自ら環境保全の取組を実践するとともに、自発的に周りの人に対して環境保全の取組を普及、啓発するために、徳島市に登録手続きを行った方です。

講習内容：地球温暖化・省エネ、自然環境、廃棄物・リサイクル、水環境など（例えば、省エネの取組・リサイクル工作・身近な川の水質調査など）

講習時間：１つの教室につき、約３０分から１２０分程度

申込方法：徳島市ホームページの「出前環境教室申込書」にご記入のうえ、ＦＡＸまたは電子メールで環境保全課へお送りください。（申し込みは、遅くとも希望する日の３週間前までにお願いします。）

そ の 他：参加者の募集、会場の手配など、教室開催の準備は、原則として申込者に行っていただきます。講師の手配、当日配布物の準備は環境保全課が行いますが、内容によっては、材料費が必要になる場合があります。

内容や時間などは、ご希望に合わせて調整することも可能です。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ
徳島市役所 環境保全課
TEL ６２１－５２１３

９　みちピカ（道路アドプト）事業について

徳島市では、道路の環境美化や道路への愛護意識の高揚を図り、利用者のマナー向上を啓発する目的から、「みちピカ事業」を実施しています。

この活動は、町内会などの地域住民団体や企業、学校などの団体及びボランティア団体などが、徳島市が管理する道路の清掃活動（清掃・草刈り）を行うもので、徳島市がその活動について支援しています。

＜活動できる道路＞

連続して２００m以上の延長をもつ、徳島市道路維持課の管理する道路が対象です。歩道付きの道路が原則ですが、条件によっては、歩道がない道路でも活動できる場合があります。

＜活動内容＞

清掃及び除草（草刈り）活動をボランティア活動として年４回以上行っていただきます。なお、集めたゴミに関しては、徳島市の分別方法に従って分別していただきます。

また、活動内容を表示するものとして、団体名、事業名などを記載した表示板を道路構造物に設置することができます。

＜支援の内容＞

清掃用具（軍手・タオル及びゴミ袋）などの支給、傷害保険・賠償保険への加入費用の負担、集めて搬入していただいたゴミの処理（無料搬入券の交付）について支援します。

＜活動に参加するには＞

まずは、事前に道路維持課にお問い合わせください。参加のための手続としては、必要書類を提出のうえ、活動計画などについて協議します。その後、活動団体として認定し、活動を開始していただきます。

お問い合わせ
徳島市役所
道路維持課　管理係
TEL　６２１－５３３８

１０　みち花ふれあい運動事業について

徳島市では、道路環境の向上とともに、道路への愛護意識の高揚を図ることを目的として、町内会や企業、またボランティア団体などが参加することができる「みち花ふれあい運動事業」を実施し、その活動について支援しています。

＜活動内容及び場所＞

徳島市道路維持課が管理する道路沿いの花壇や利用されていない道路用地において、草花などの植栽や、年間を通して維持管理をしていただきます。

なお、活動場所については、事前に徳島市と協議のうえ、決定します。

＜支援の内容＞

１団体について年間５０，０００円を限度とした花苗などの現物支給、また参加者への傷害保険・賠償保険の加入費用の負担について支援します。

＜活動に参加するには＞

まずは、事前に道路維持課にお問い合わせください。

参加のための手続としては、必要書類を提出のうえ、活動計画などについて協議します。その後、活動団体として認定し、活動を開始していただきます。

お問い合わせ
徳島市役所
道路維持課　管理係
TEL ６２１－５３３８

１１　パークアドプト事業について

徳島市では、公園の美化意識や愛護心の向上、また市民協働のまちづくりを推進するため、公園のアドプト活動を行っていただく町内会などの地域住民団体や企業、学生の団体、またボランティア団体など５人以上の団体を募集し、その活動を支援する「パークアドプト事業」を実施しています。

＜活動場所＞
徳島市公園緑地課が管理及び指定管理者に委託管理している市内の公園・緑地が対象となります。

＜活動内容＞
施設の管理、清掃、除草、草花などの植え替え、種まき、水やりなどの活動を年３回以上お願いします。

＜支援の内容＞
活動内容を考慮して、活動に必要な清掃用具などの貸与、参加団体を顕彰するパークアドプト表示板の設置をすることができます。また、参加者に係る傷害保険・賠償保険への加入費の負担について支援します。

＜活動に参加するには＞
まずは、事前に公園緑地課にご相談ください。
参加のための手続としては、まず必要書類を提出いただき、活動計画などについて協議します。
次に、活動内容と区域（公園の一部のみの活動も可）について徳島市と協定を結んだ後に、活動をお願いします。

お問い合わせ
徳島市役所
公園緑地課　企画担当
TEL ６２１－５３０１

コミュニティ協議会

１ コミュニティ協議会とは？

コミュニティ協議会とは、一定の地域において民主的な運営により地域の課題を解決するために活動する組織で、自主的に地域のコミュニティづくりに取り組んでいます。

徳島市では、全ての地区にコミュニティ協議会があります。町内会を結成する時や、町内会に関するご質問については、次ページの地区のコミュニティ協議会にご連絡ください。

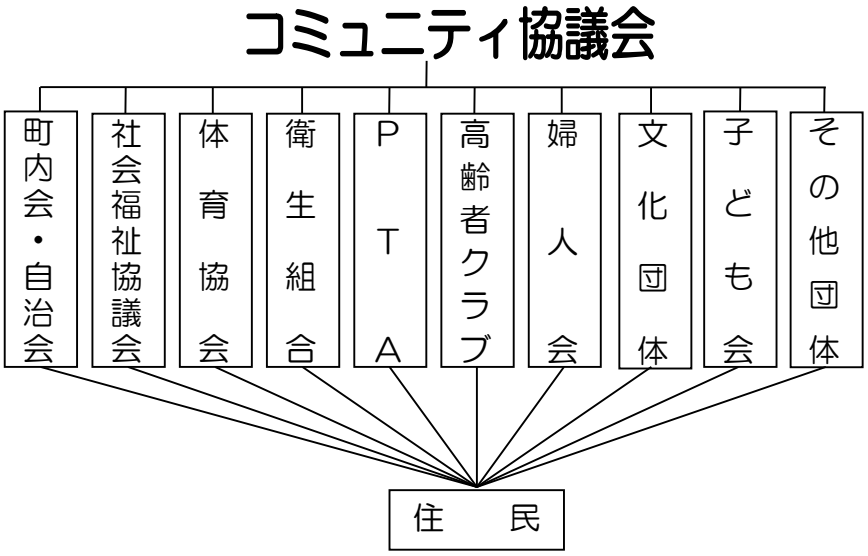

※構成団体は一例です。

２ 町内会に関するお問い合わせ

地区名	団体名	所在地	電話番号
内町	内町まちづくり協議会	幸町３丁目７１－１	623－2347
新町	新町コミュニティ協議会	東山手町２丁目２５	652－3472
西富田	西富田コミュニティ協議会	弓町１丁目１７	652－8547
東富田	東富田コミュニティ協議会	中央通４丁目１８	652－6785
昭和	昭和コミュニティ協議会	中昭和町３丁目81	622－0809
渭東	渭東コミュニティ協議会	福島二丁目４－２４	652－2546
渭北	渭北街づくり協議会	北前川町２丁目７－３	652－7476
佐古	佐古コミュニティ協議会	佐古四番町７－１	652－3070
沖洲	沖洲コミュニティ協議会	北沖洲三丁目４－７	664－7139
津田	津田コミュニティ協議会	津田町四丁目５－５５	662－0599
加茂名	加茂名まちづくり協議会	庄町５丁目４８－５	631－3481
加茂	加茂コミュニティ協議会	北田宮四丁目６－６０	632－1024
八万	八万まちづくり連合会	八万町内浜８０－１４	668－8191
勝占	勝占地区コミュニティ連合会	大原町中須１７－２	663－1964
多家良	多家良地区連合協議会	多家良町小路地１０	645－1109
不動	不動コミュニティ協議会	不動本町２丁目１７８－１	631－9649
入田	入田町まちづくり協議会	入田町春日１２１－１	644－2124
上八万	上八万コミュニティー連合協議会	下町本丁４２	644－0014
川内	川内まちづくり協議会	川内町沖島２６０	665－1712
応神	応神町コミュニティ協議会	応神町吉成字西吉成９１－５	641－4880
国府	国府コミュニティ協議会	国府町府中５９－４	642－1993
南井上	南井上コミュニティ協議会	国府町日開９４４－１	642－2773
北井上	北井上地区コミュニティ協議会	国府町西黒田字南傍示２７１	642－8139

３ 徳島市コミュニティ連絡協議会組織一覧

地区名	団体名	所在地	電話番号
内町	内町まちづくり協議会	幸町３丁目７１－１	623－2347
新町	新町コミュニティ協議会	東山手町２丁目２５	652－3472
西富田	西富田コミュニティ協議会	弓町１丁目１７	652－8547
東富田	東富田コミュニティ協議会	中央通４丁目１８	652－6785
昭和	昭和コミュニティ協議会	中昭和町３丁目81	622－0809
渭東	渭東コミュニティ協議会	福島二丁目４－２４	652－2546
	住吉・城東地区町づくり協議会	住吉四丁目４－２５	656－6570
渭北	渭北街づくり協議会	北前川町２丁目７－３	652－7476
佐古	佐古コミュニティ協議会	佐古四番町７－１	652－3070
沖洲	沖洲コミュニティ協議会	北沖洲三丁目４－７	664－7139
津田	津田コミュニティ協議会	津田町四丁目５－５５	662－0599
加茂名	加茂名まちづくり協議会	庄町５丁目４８－５	631－3481
加茂	加茂コミュニティ協議会	北田宮四丁目６－６０	632－1024
八万	八万まちづくり連合会	八万町内浜８０－１４	668－8191
	八万中央コミュニティ推進協議会		
	八万コミュニティ推進協議会	八万町法花１８７－１	669－4110
勝占	勝占地区コミュニティ連合会	大原町中須１７－２	663－1964
	勝占東部コミュニティ協議会		
	勝占中部コミュニティ協議会	勝占町中須７６－２	669－1671
多家良	多家良地区連合協議会	多家良町小路地１０	645－1109
	多家良中央コミュニティ協議会		
	丈六コミュニティ協議会	丈六町八万免１４	645－2182
不動	不動コミュニティ協議会	不動本町２丁目１７８－１	631－9649
入田	入田町まちづくり協議会	入田町春日１２１－１	644－2124
上八万	上八万コミュニティー連合協議会	下町本丁４２	644－0014
	上八万コミュニティ協議会	上八万町樋口６１	668－6392
	一宮下町町づくり推進協議会	一宮町東丁２３４－２	644－1521
川内	川内まちづくり協議会	川内町沖島２６０	665－1712
	川内南コミュニティ協議会		
応神	応神町コミュニティ協議会	応神町吉成字西吉成９１－５	641－4880
国府	国府コミュニティ協議会	国府町府中５９－４	642－1993
南井上	南井上コミュニティ協議会	国府町日開９４４－１	642－2773
北井上	北井上地区コミュニティ協議会	国府町西黒田字南傍示２７１	642－8139
徳島市コミュニティ連絡協議会事務局		幸町２丁目５市民協働課内	621－5510

編集・発行　徳島市　市民文化部　市民協働課
〒770-8571　徳島市幸町２丁目５番地
ＴＥＬ　（０８８）６２１－５５１０
ＦＡＸ　（０８８）６２１－５５１１